

感にあづかり、恩賞を得て子孫にも傳れば、戦場のはたらきは生死ともに心にいさみあるべし。それとはちがふて、主君の無道なるをなげきて、しばく直諫すれば、忠言耳に逆ふ習にて、主君の心にあはぬ程に、常にいとひ嫌はれて、たゞ禮貌にてあひしらはれ、日に疎遠になるものなり。それに新進容悦の詔ひもの共、件の家老を事にふれて讒する程に、日を逐て主君の目見せあしくなりて、何をいふても用られず、其時はいかなる忠臣も退屈する故に、或は病氣と稱し、或は致仕をねがふて、身を引退く分別するぞかし、然るに主君の氣に背くにもかまはず、いくたびもすすみいで、極諫しなば、主君怒を積て手討にするか、又は押こめて出さぬやうにするにてあるべし、それを露も心にかけず、たゞわが報國の志をつくして終るは、世にありがたき忠臣といふべし、是に比すれば、戦場の一番鎗は反てやさき道理なりと仰られしとなん、誠に萬世御子孫の御事は申に及ばず、すべて人君たる人の永き鑑戒となるべき御言葉どもなり。

〔君臣言行錄四〕水戸頼房卿ハ、御若年ノ比、殊ノ外男立テ被成、カイラギ鮫ノ長ガ刀ニ金鍔ヲ打、御衣服等ニモ、紅裏ヲ御附、其外御不行跡ナル義ドモ有之、江戸中上下ノ取沙汰ニ御逢候ニ付、御附人ノ御家老中山備前守○信 每度、色々御意見申上レドモ、御用ヒ無之候ト也、或時御老中ヨリ備前守ヘ奉書ヲ以、御用ノ儀有之間、明四時登城候様ニト有之ニ付、備前守登城候處、御老中等申候ハ、今日其元ヲ被爲召候御用ノ品、我ラドモ不存事ニ候、定テ後刻御前ニオイテ、御直ノ御用ニテ可有之ト也、備前守申ハ、何茂ニ御存ナキ御用ノ筋ニテ、私ヲ御前ヘ被爲召候ト有之ニ付テハ、我ラノ存當リタル儀有之候、定テ水戸殿御行跡ノ儀、御尋可被遊トノ御事ト奉察候、有體ニ申上候ヘバ、主八ノ惡事ヲ御訴ヘ申ニ當リ候、亦何事ヲモ私ハ不存ト申、或ハ惡儀ヲモ宜シキ様ニ取成申上候ハ、上ヲアザムキ奉リ、御後暗キト申モノニテ候ヘバ、私御前ヘ罷出候テノ義、致方無之、被爲召候トノ義ニ付、登城ハ仕候ヘドモ、私ハ退出仕候、御意ニ違背ノ私義ニ御座候ヘバ、御機嫌